

# 介護予防ケアマネジメントについて

平成29年2月16日  
石狩市高齢者支援課

# 高齢者施策の方向性

## 要するに…

- できる限り、医療や介護が必要ではない高齢者を増やす  
→生活習慣病予防、介護予防
- もし医療や介護が必要になっても、最後まで住める住まいを確保して、少ない人材で、効率よく、効果的にサービスを提供する  
→高齢者向けの住まい整備、医療介護連携
- できるだけ費用はかけない、または傾斜配分  
→利用者の心構え、適正なケアマネジメント

# チェックリスト？ 認定申請？

～受付段階（総合相談）で一定程度の振り分けを～

こんな人が  
窓口

- 状態像～要支援1、2の人の状態
- ADL(歩行、排泄、入浴、着脱、食事など)はほぼ自立
- IADL(調理、掃除、洗濯、買い物、外出、金銭管理、服薬管理など)がしづらくなっている状態

- 明らかに要介護状態
- 給付サービス利用希望
- 入院中
- 今のところ外来だが不安定な状態

ひとつでもがいたら  
認定申請！

- 要支援の状態を呈している
- デイまたはヘルパーのみ希望
- 給付サービスの利用希望がない
- 体調は落ち着いている

すべてがいたら  
チェックリスト！

**すみやかに事業に  
つながるメリットが！**

- 明らかに元気！  
がいたら  
一般介護予防事業や  
地域資源を紹介！

元気だけど、友達がデイサービスに行ってるから行きたい⇒×  
元気だけど家事が苦手だからヘルパーに来てほしい⇒×

# 介護予防ケアマネジメント(サービス利用)の流れ

窓口相談→基本チェックリストまたは認定申請→介護予防ケアマネジメント依頼書提出→被保険者証発行



- ①アセスメント(自立支援の視点を重視)
- ②ケアプラン原案作成(簡略版作成を検討中)
- ③サービス担当者会議(ケアマネジメントBは新規・初回のみ必須)
- ④利用者への説明と同意
- ⑤ケアプラン確定・交付
- ⑥サービス・事業利用開始
- ⑦モニタリング(ケアマネジメントBは必要時、おおむね半年に1回)
- ⑧給付管理票作成(指定事業所のサービス利用月に作成)

# 介護予防ケアマネジメント類型と具体例

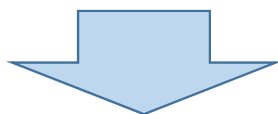
サービス提供開始の翌月から3ヶ月を1クールとした時の考え方

	利用するサービス		サービス提供開始月【1月】	【2月】	【3月】	【4月】
指定介護 予防支援	・予防給付が含まれている場合  (訪問看護、通所リハ、福祉用具貸与など)	S担当者会議	○	なし	なし	○
		モニタリング等	—	給付管理	給付管理	訪問・給付管理
		報酬	基本報酬430単位 初回加算300単位	430単位	430単位	430単位
ケアマネ ジメントA	・総合事業のサービスのみを利用し、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含む場合	S担当者会議	同上			
		モニタリング等				
		報酬				
ケアマネ ジメントB	・総合事業のサービスのみを利用し、訪問型サービスA、通所型サービスAの一方、もしくは両方のみを利用する場合	S担当者会議	新規・初回のみ	なし(必要時実施)		
		モニタリング等	—	訪問必要時(概ね6ヶ月に1回程度) 給付管理(指定事業所のサービス利用時)		
		報酬	基本報酬430単位 初回加算300単位	325単位	325単位	325単位

※更新時に、契約・重要事項説明が必要となります。(新規はサービス利用前日時まで)

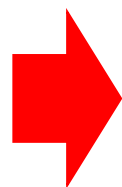
# 自立支援に資するケアマネジメントの視点

- 10年続いた介護予防給付～「軽度でも 気軽に安く使えるよ まずは受けよう介護認定！」という意識がじわじわ広がり始める。



これからの介護保険の行方を左右する要因

必要な人に使う  
人材を疲弊させない  
自助互助の心得



適正なケアマネジメント、ほどよく良質な介護サービス、  
市民感覚にマッチしたインフォーマルサービス

- デマンド型ケアプランになっていないか
- はじめから介護サービス利用ありきのアセスメントをしていないか
- 介護度に合わせて定型的なサービスを当てはめていないか

# 相談「あるある」。ケアマネジャーはどう考える？

- サービス利用意向のない認定者の「念のため更新します」にどう答える？
- 「友達が行っているから運動するところに行きたい」という相談にどう応じる？
- 「病院から念のため申請を勧められた」という相談にどう応じる？
- 交流、食事、入浴、機能訓練は通所サービスでなければ目標達成できない？
- 「月に2～3回掃除機をかけてほしい」という相談にどう応じる？

## 認定申請は介護サービス 利用のための手続き

すぐにサービスを利用しない場合は、  
認定申請の必要はありません。

## 介護サービスは 必要な人に適正に

限られた人材、設備、財源。安いから、  
楽だからと安易な利用はせず、本当に  
サービスが必要な人が使うものです。

# 介護保険法の理念に基づくケアマネジメント

自立支援と自己決定をベースに

介護サービス以外の選択肢や  
介護サービスの卒業も意識しながら

ケアマネジャーと一緒に利用者が  
主体的にプラン作りに関れるような  
マネジメント